

平成19年 第1回（定例会）山口県後期高齢者医療広域連合議会会議録（第1日）

平成19年10月16日（火曜日）

議事日程

平成19年10月16日 午前10時30分開会

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙
- 日程第7 議案第1号 平成18年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第2号 山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第3号 山口県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙
- 日程第7 議案第1号 平成18年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第2号 山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第3号 山口県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について

出席議員（7名）

1 番 秋山 哲朗君	4 番 南野 京右君
5 番 河内山哲朗君	6 番 末若 憲二君
7 番 古谷 幸男君	8 番 山田 健一君
11番 行重 延昭君	

欠席議員（５名）

2 番 新山 玄雄君	3 番 井原 勝介君
9 番 藤田 忠夫君	10番 古木 哲夫君
12番 渡辺 純忠君	

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	野村 興兒君	副広域連合長	末岡 泰義君
事務局長	三原 俊寛君	代表監査委員	岡村久壽男君
会計管理者	松原 信政君		

午前10時30分開会

- 議会事務局長（棟久 和成君） おはようございます。このたびの定例会は議長、副議長の任期満了等によります議員選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、南野京右議員が年長議員でありますので、御紹介を申し上げます。

それでは、南野議員議長席にお着き願います。

〔臨時議長、議長席に着く〕

- 臨時議長（南野 京右君） ただいま御紹介いただきました南野京右でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成19年第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

-----・-----・-----

日程第1．仮議席の指定

- 臨時議長（南野 京右君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

今回、新たに当選された秋山哲朗議員、新山玄雄議員、南野京右議員、古谷幸男議員、山田健一議員、行重延昭議員の仮議席は、現在空席となっております１番、２番、４番、７番、８番、１１番において、５０音順による議席とし、ただいま御着席の議席を指定いたします。

-----・-----

日程第２．議長の選挙

- 臨時議長（南野 京右君） 日程第２、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第２９２条において準用する同法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（南野 京右君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。臨時議長において指名することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（南野 京右君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に、秋山哲朗議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました秋山哲朗議員を議長の当選人とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（南野 京右君） 御異議なしと認めます。よって、秋山哲朗議員が議長の当選人と決定いたしました。

ただいま議長に当選されました秋山哲朗議員が議場におられますので、本席から会議規則第２８条第２項の規定による告知をいたします。

秋山哲朗議員、御挨拶をお願いいたします。

- 議長（秋山 哲朗君） 皆さん、おはようございます。秋山哲朗でございます。ただいま皆さん方の御推挙によりまして議長に就任することになりました。大変こういうことは不慣れではございますけども、皆さん方の御協力の中で一生懸命また努めさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。（拍手）

- 臨時議長（南野 京右君） これをもって、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。皆様の御協力ありがとうございました。

秋山議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

- 議長（秋山 哲朗君） それでは、引き続き議事を進行いたします。

-----・-----・-----

日程第３．議席の指定

- 議長（秋山 哲朗君） 日程第３、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第３条第１項の規定により、お手元に配布いたしております議席表のとおり指定いたします。

-----・-----・-----

日程第４．会議録署名議員の指名

- 議長（秋山 哲朗君） 日程第４、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、４番、南野京右議員及び１１番、行重延昭議員を指名いたします。

-----・-----・-----

日程第５．会期の決定

- 議長（秋山 哲朗君） 日程第５、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日のみといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山 哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日のみと決定いたしました。

-----・-----・-----

日程第６．副議長の選挙

- 議長（秋山 哲朗君） 日程第６、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第２９２条において準用する同法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山 哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山 哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、末若憲二議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました末若憲二議員を副議長の当選人とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山 哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、末若憲二議員が副議長の当選人と決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました末若憲二議員が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

末若憲二議員、御挨拶をお願いいたします。

- 副議長（末若 憲二君） ただいま副議長に指名いただきました阿武町の末若と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私も不慣れではございますが、議長さんの手助けになるように一生懸命頑張りたいと思いますので、今後ともひとつよろしくをお願いいたします。（拍手）

- 議長（秋山 哲朗君） ありがとうございます。

-----・-----・-----

日程第7．議案第1号

日程第8．議案第2号

日程第9．議案第3号

- 議長（秋山 哲朗君） 日程第7、議案第1号平成18年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議案第3号山口県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成についてまでの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野村興児広域連合長。

- 広域連合長（野村 興児君） 皆さん、おはようございます。本日ただいま御紹介いただきました平成18年度の一般会計歳入歳出決算の認定、その他諸議案を御審議をいただきますため、第1回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては何かと御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、4点の報告をさせていただきたいと思います。座って御説明を申し上げます。

まず、後期高齢者医療保険料について申し上げます。平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度における保険料につきましては、被保険者一人ひとりに負担していただくこととなるわけですが、この算定に必要な保険料率につきましては、原則山口県内均一の率により、広域連合が設定することとされています。また、国におきましては、この保険料率を算定す

るために必要な諸係数等を提示することとされ、かつ広域連合が制定する後期高齢者医療に関する条例についても基準となる政省令の公布に向けて現在整備を進めておりますが、政令は10月中旬、省令は10月下旬の公布の予定になっております。

本広域連合におきましても、現在各市町から提供していただいた住民基本台帳情報や、所得情報を基に保険料率の設定準備に取り組んでいるところでございますが、国から正式に政省令が公布され次第、これを基とし主管課長会議や、後ほど御説明いたします懇話会での協議を重ねながら、保険料率の設定作業を速やかに行ってまいります。

また、後期高齢者医療に関する条例の制定につきましても、11月中を目途に臨時会を開催し、その中でお諮りさせていただく予定と考えております。

何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

2番目に、山口県後期高齢者医療懇話会の設置について申し上げます。本懇話会は、後期高齢者医療制度の施行に関し、広く住民の皆様や関係者の意見を反映することを目的として、本年8月に設置したものでございます。委員は現在9人で、被保険者等を代表する者、保険医等を代表する者及び知識経験を有する者で構成をしております。本日までに2回の会議を開催し、保健事業等について意見交換を行ってきたところでございます。

なお、本年度中は、合計4回程度の会議を予定しており、平成20年度からの制度施行に向けて万全を期すためにも、住民の皆様や関係者の方々と十分な意見交換を行いたいと考えております。

3番目に、診療報酬審査支払事務の委託について申し上げます。本広域連合では、診療報酬の審査及び支払に関する事務につきましては、広域連合が独自で業務を行うことが困難であると判断し、委託業務とすることにいたしました。委託先につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、支払基金または国保連合会の両機関ということになっておりますので、両機関に対しまして書面による受託意向調査や聞取調査を行ったところでございます。その結果、平成20年度の審査支払手数料予定額が安価であること、また診療報酬審査委員会が国保連合会に設置されることなどの理由により、山口県国保連合会を診療報酬審査支払事務の委託先としたところでございます。

なお、契約に関する詳細につきましては、別途国保連合会と協議を行い、平成20年4月に契約を交わす予定としております。

最後4番目に、電算処理システムの導入について申し上げます。現行の老人保健制度から、後期高齢者医療制度へ事務をスムーズに移行させるためには、この制度を包括的に支援する電算処理システムが必要不可欠となってまいります。

これにつきましては、既に国から標準的な処理システムが配布されておりますが、広域連合に

においては運用に必要なハードウェアの調達や初期設定などの導入作業、また各市町と広域連合をネットワークで接続し運用するための改修作業等が必要となっておりまゝす。システム導入に係る業者の選定につきましては、本年４月にプロポーザル方式により各業者からの説明を受けた後、山口大学の久長准教授を会長とした審査委員会において、株式会社日立製作所に決定いたしました。現在、このシステムにおいて、保険料率の設定に係る諸準備や特別徴収の事務のために各市町から情報を提供いただき、入力作業等を行っているところでございまゝす。

以上、諸般の報告を終わります。

それでは、ただいま上程いたしました議案第１号から議案第３号までにつきまして提案理由の説明をいたします。

お手元の議案参考資料を御参照いただきます。

まず初めに、議案第１号平成１８年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算の状況でございまゝすが、歳入歳出総額ともに１，７２１万５，６２３円でございまゝす。歳入歳出差引額はゼロ円で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支についてもゼロ円となっております。

決算の内容及び詳細につきましては、お手元に配布しております平成１８年度一般会計決算関係資料を参照いただきたいと思います。

次に、議案第２号山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業した職員の職務復帰後における号級の調整に関する規定等について、所要の改正をするものでございまゝす。

最後に、議案第３号山口県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成につきましては、地方自治法第２９１条の７の規定に基づき、本広域連合及び県内市町が行う事務について定めるとともに、本広域連合の目標や方針等を具体的に示すものでございまゝす。

なお、作成に当たりましては、県内市町と協議を行うとともに、住民の皆様の御意見を反映させるため、パブリックコメントを実施し、寄せられた御意見を参考とさせていただきながら作成したものでございまゝす。

以上で、提案理由の説明は終わります。何とぞ慎重御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋山 哲朗君） 以上で、議案に対する説明が終わりました。

次に、議案第１号平成１８年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の審査に伴う意見の報告を求めます。岡村久壽男代表監査委員。

○代表監査委員（岡村久壽男君） おはようございまゝす。監査委員の岡村でございまゝす。それでは、

座ったままで報告をさせていただきます。

去る８月２４日、本広域連合大会議室におきまして、平成１８年度山口県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算について、地方自治法第２９２条において準用する同法第２３３条第２項の規定により、審査に付された決算書を、関係諸帳票、証拠書類等により照査した結果、いずれも決算係数に相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行、収入支出事務についても関係法令等に従い、適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、お手元の歳入歳出決算意見書を御参照いただきたいと思います。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わらせていただきます。

○議長（秋山 哲朗君） 以上で、代表監査委員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山 哲朗君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山 哲朗君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第１号平成１８年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山 哲朗君） 挙手全員であります。よって、議案第１号は原案のとおり認定されました。

議案第２号山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山 哲朗君） 挙手全員であります。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号山口県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山 哲朗君） 挙手全員であります。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

○議長（秋山 哲朗君） 以上で、今定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成１９年第１回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れでございました。御協力ありがとうございました。

午前10時49分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成１９年１０月１６日

臨時議長 南 野 京 右

議 長 秋 山 哲 朗

署名議員 南 野 京 右

署名議員 行 重 延 昭